

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の
特例に関する法律案（骨子）

平成23年5月
外務省領事局旅券課

1 内容

震災特例旅券の発給

- （1）有効期間：東北地方太平洋沖地震当日に有効であった一般旅券（紛失旅券）の期限まで。（1回目の発行は最大5年（月単位（切り捨て））。ただし、紛失旅券の有効期間が5年を超える被災者に対しては、2回目の震災旅券を再度発行する。）
- （2）手数料：国の徴収分を免除。
- （3）上記旅券を申請可能な被災者
 - （ア）地震災害によりその居住する住宅が滅失し、又は損壊した被災者であることが市町村長の発出する証明書で確認できること。
 - （イ）地震により地震の発生日（平成23年3月11日）に有効であった一般旅券を紛失又は焼失したこと。
 - （ウ）当該一般旅券の紛失又は焼失の届出を行い、一般旅券の発給を申請すること。
- （4）申請受付期間：本法律の施行日より平成25年3月31日まで（約2年）

2 施行期日：公布の日

（了）